

<b>第46回 和歌山県人権施策推進審議会</b>	
日 時	令和3年11月29日(月) 10:30~12:00
場 所	和歌山市 和歌山県民文化会館
議 題	1 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」及び「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の取組について
報 告	1 令和2年度「人権施策の実施状況」について
そ の 他	意見交換など
出席委員	江田委員、島委員、高橋委員、玉置委員、山岡委員、山添委員
配付資料	①【資料1】「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」及び「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の取組について ②【資料2】令和2年度「人権施策の実施状況」について ③【資料3】関係法令
内 容	
	<p><b>1 開 会</b></p> <p>和歌山県企画部人権局長 挨拶</p>
	<p><b>2 議 事</b></p> <p><b>議題(1)「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」及び「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の取組について</b></p> <p>「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」及び「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」について意見をいただいた。 意見については、以下のとおり</p>

委員	弁護士相談について、新たに、土曜日とオンラインによる相談を始めているとのことだが、相談件数に変化はあったのか。まだ効果は出ていない状況か。
事務局	相談件数は、令和2年度が21件。今年度はこれまで10件で、そのうち土曜日が3件、オンラインが4件である。相談が多いことが良いのかどうかということはあるが、10件のうちの4件がオンライン、約3分の1にあたる3名が土曜日に来ていただいたということで、効果は出ているのではないかと思っている。ただし、周知については、まだまだ出来ていないところであり、一層の周知に努めてまいりたい。
委員	啓発漫画について、すごく良く工夫されているが、どこで配っているのか。
事務局	市町村の人権施策に活用いただきたいということで、市町村役場へお渡ししている。また、県のホームページでも公開している。
委員	条例の適用件数が記載されているが、具体的に、どういう形で適用されたのか。
事務局	コロナについては差別事件が2件あったが、県の機関若しくは広域という県で取り組む案件ではなかったため、条例の適用はしていない。
委員	当事者にその旨は伝わっているのか。
事務局	コロナの件で言えば、公共施設への落書きということで行為者の特定ができていない状況である。部落差別については、電話による問い合わせ等で、名前を明かさないケースも多く、行為者の特定には至っていない。ただし、「それは間違ったことです」という啓発は行っている。
委員	実態把握で、削除件数について、それなりの数字が記載されているが、どのレベルで削除要請をやっているのか。いわゆる直近のプロバイダレベルなのか、それともその運営、例えば Facebook や Twitter 社などのレベルでの削除なのか。
事務局	主に「爆サイ」という匿名での掲示板で削除要請しているものが多く、このような掲示板等に削除要請を行っている。また、法務局からも削除要請を行っていただくよう依頼している。
委員	書き込んだ当事者の特定まではやっていないのか。

事務局	<p>そのとおり。匿名の掲示板サイトということで、誰が書き込んだのかというところは中々分からない状況である。</p> <p>プロバイダについては、大きく2つあり、いわゆるNTTやKDDIなどの情報を媒介するインターネット接続サービス者としてのプロバイダと、YahooやTwitterといった情報を書き込める場、サービスを提供するプロバイダがあり、県が削除要請しているのは、サービスを提供するプロバイダである。</p> <p>条例の適用については、部落差別事件は23件で、そのうち条例適用が12件。このうち、行為者を特定できたのが3件であり、この3件については行為者に対し説示・促しをやっている。なお、インターネット上に書き込んだ者の特定は、人権侵害をされた本人しかできないため、県としては、削除要請という対応をしているところである。</p>
委員	<p>実態把握の調査についてであるが、同和問題に関する県民意識調査の質問項目を見ると、かなりの量があり、回答するのに結構時間がかかると思うが、回収率は例年どのくらいなのか。</p>
事務局	<p>同和問題については約20年ぶりの調査であるが、それとは別に人権全般の意識調査を5年ごとに実施しており、直近で実施した平成30年度調査の回収率は約50%である。</p>
委員	<p>5年ごとにこの調査を行っているということか。</p>
事務局	<p>部落差別に特化した意識調査は、条例ができたということで実施するものであり、1回目である。過去に同和对策の法律があったときは行っていたが、法律が失効してからは今回が初めてとなる。</p> <p>人権全般に関する県民の意識調査は、5年に1度実施しており、平成30年度の回収率は50%であったということである。</p>
委員	<p>この調査はこれから行われるのか、それとも実施済みか。</p>
事務局	<p>来年の6月に実施する予定である。</p>
委員	<p>言葉遣いで少し答えにくく、わかりにくい問題や、論理的におかしいところがあるように思うので、もう少し手を入れないといけないと感じた。すぐに目に付いたのは、「人権の行使」という言葉。この言葉の意味をどう取るのかは、人によって異なるだろう。また、「今の時代でも大切にすべきだ」</p>

	<p>の「今の時代でも」という言葉。この言葉を入れることで、「これは古い、いわゆる封建的な前近代的な意識ですよ、それでもあなたは大事に思いますか」という質問にとられかねない。他にも、「ホームレスを続けている」「続けている」や、「運気を良くするために」といった言葉。こういう言葉を入れることによって不要な先入観を与える。質問をどう解釈するのかは、回答者に任せるべきである。なるべくわかりやすく、具体的にということを用意して作成したのだと思うが、無意識に誘導するような余分な言葉が、結構入っている。</p> <p>もう少し専門的なことを言うと、いわゆる五件法と言われる方法で聞いていること自体は良いが、「わからない」という選択肢を入れるかどうかは、少し検討した方が良いと思う。集計する人間の立場に立つと、「わからない」が入った途端に集計がものすごく難しくなる。ただ、「わからない」という選択肢を除くということは、回答者に「わからない」と答えさせないということであり、それが良いのかという議論もある。しかし、集計する、もしくは分析する側からすると、「わからない」が回答に入ると分析が難しくなり、集計結果がぶれてくる。さらに、回答者の心理として、「わからない」を入れると、安易に「わからない」と回答する人が結構多い。「わからない」という答えを知ることが大事な質問に関しては入れるべきだが、「わからない」を入れなければいけないのかどうか、よく検討する必要があると思う。</p> <p>それから、論理的に重複しているところが幾つかあるので、そのあたりの検討はもう少し丁寧にした方が良いと思う。</p>
事務局	<p>県としては、できるだけ回答していただきやすいように、わかりやすくと考えていたが、先入観が入って、一定の方向性へ導くような感じになってしまうことが危惧されるという御指摘をいただいた。審議会終了後でも結構なので、再度設問案を御確認いただき、ご意見がありましたら頂戴したい。</p>
委員	<p>何点か具体的なご指摘があった。他の委員の皆様もご指摘があれば、事務局へお伝えいただき、修正の参考にさせていただきたい。</p>
委員	<p>今回は、和歌山県の条例についてということだが、他の都道府県、市町村でも良いが、同種の条例が制定されているのかどうかを把握されているのであれば教えていただきたい。確か、群馬県かどこかの条例で、ネット上の書き込みの削除に援助してもらい、削除したというような報道を見聞きした記憶がある。</p>
事務局	<p>インターネットのモニタリングについての全国の実施状況であるが、把握しているのは25府県。関西圏では、奈良県、三重県、兵庫県、滋賀県である。</p>

	<p>県内市町村では、17 団体が部落差別もしくはコロナのどちらかのモニタリングを行っており、条例の制定状況については、部落差別の条例が 3 団体、コロナの条例は 2 団体が制定している。</p>
委員	<p>今日の議題に直接的な関係はないと思うが、紀州藩の時代に、李梅溪という儒学者が紀州藩行政の中で非常に大きな役割を果たした。その李梅溪が、「父母状」というものを書き、領内に配布された。そんなこともあってかと思うが、私の家の近くに平岡繁一さんという郷土史家がおられるが、「波臣の涙」という李梅溪のことをまとめた本の最後に、昭和 47 年くらいに NHK が全国の都道府県民の意識調査を行い、その時に和歌山県民が、人に嘘をつくのはよくないという意識の割合が、非常に高かったというようなことを書かれている。和歌山県の県民性の中に、儒教的な、父母状の中に表されているような意識が脈々と受け継がれてきているというようなことを平岡さんは書かれていて、私もなるほどと思った。</p> <p>本当に今の社会は、オレオレ詐欺のような、簡単に人をだましてでも自分が良ければいいという流れになってしまっている。そういう流れに、私たちがどう歯止めをかけていくのか。私たちも若いころは、「橋のない川」という映画を鑑賞するなど様々な取り組みを行ってきたが、今は学習することが多くて、昔のように部落差別のことをきちんと学習する時間がなかなか保障されない。そういった中で、差別に対する無知な人が、知らない間に増えてきているとすれば、ちょっとどこかで何とかしなければいけないと思う。私どもの法人では、毎年必ず、全職員を対象とした人権学習をしているが、やはり、正しく学習する機会を大事にしていくことが重要だと思う。学校教育で、すべての子供たちがきちんと勉強することが、非常に大事だと思っている。授業時間数が削られて、なかなか確保できないという声をたくさん聞くが、是非、人権について学習する機会がもっと増えていけばいいなと常々思っている。</p>
事務局	<p>県では、11 月を同和運動推進月間、11 月 11 日から 12 月 10 日までを人権を考える強調月間と定め、特にこの期間については、人権について考えていただく、気づいて、学んで、取り組んでもらうということで啓発等を進めているところである。委員がおっしゃられたように、教育が大切だと思っているので、教育委員会と連携しながら、さらに啓発等を進めていきたいと考えている。</p>
委員	<p>皆様から貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。調査項目については、後ほどにでも意見集約していただけたらと考えているので、よろしく願います。</p>

	<p>報告(1) 令和2年度「人権施策の実施状況」について</p> <p>事務局より【資料2】令和2年度「人権施策の実施状況」に基づき説明を行った。</p> <p>委員からの質問については、以下のとおり</p>
<p>委員</p>	<p>質問が1点と意見が1点。質問だが、11ページの犯罪被害者等の人権について、支援制度として、無料弁護士相談と被害後の経済的支援を目的とした生活資金貸付制度の運用が挙げられているが、生活資金貸付制度とは具体的にどのような内容のものなのか、また、これまでにどの程度利用されているのか。意見としては、同ページ14番の刑事手続きに関わりをもった人についてだが、最近の新聞報道などを見ていると、加害者本人というよりは、加害者の家族への差別等、色々と苦勞をされており、そういった方を支援するような組織もできつつあるとの報道を見たので、今後はそういったところにも目を向けていただければいいのではと思った。</p>
<p>事務局</p>	<p>生活資金貸付制度については、県民生活課と県警の広報県民課が所管となっているため、後日、調べて回答させていただく。加害者家族の件については、ご意見として承る。</p>
<p>委員</p>	<p>問題領域がもの凄く広くて多岐に渡っている。大阪市でこういったことに少し関わったことがあるが、いつも問題になるのが、データが蓄積されていないのではないかということ。性的マイノリティーの問題や子育ての問題など、いろんなところでの相談体制であったり、NPO等々と共同したりなど、様々なケースに対処されていると思うが、それが果たしてデータとして蓄積されているのか。データが蓄積されない限り、常にその場で終わってしまうという問題があり、しかも、これだけ多岐に問題領域があると、ある事象が起こって、それに対してどういう相談があり、どのような機関がどのような対応をして、どういう結果になったのかというケースを蓄積していかないと、膨大なエネルギーを費やして、様々な施策を組んでいるわりには、全部その場だけで終わってしまいかねない。私の勤務先でのハラスメント相談がそうなのだが、ハラスメント委員会で問題になって、こういうケースで、こういう対応をしたというデータが蓄積されないから、毎回、最初からとなる。だから大事なのは、問題が起きた時に、どういう対応をして、どういう結末になったのかを記録して、横断的に集めて、どこかできちんと管理する仕組み。恐らくすぐにはできないと思うが、人権問題全般に関するある種のデータベースのようなものにして、この問題ではこの時にこういう対応をしたらこういう結果で、これは少し問題があったとか、そういった検討を、</p>

	<p>専門家等を交えて定期的に行っていかなければ、同じことの繰り返しになってしまうと思う。これだけ問題領域が広がっていくと、データの蓄積を少しずつやっていかない限り、かなり大変ではないか。</p> <p>それともう1点は、個別対応をするには、やはり実態把握が絶対必要だと思う。意識調査も大事だが、生活実態をどうやって把握していくのか。それを考えないと、根本的な施策にはならず、その場その場での対応になってしまうと思う。対応の枠組みそのものを変えるということには、なかなかならない。それをしていくためには、様々な問題を抱えている人々の生活の実態をどうやって把握していくのか。これはとても難しく、費用もかかり、いろんな方法を考える必要があるが、なんらかの形で実態を把握すること。部落差別の問題も、差別は単なる意識だけの問題でなく、その背後にある生活実態の問題と絡み合わせて考えないといけない。</p>
事務局	<p>委員ご指摘のとおり、実態を把握し、さらに横の連携を強化することが重要であると認識している。「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」においても、県は実態を把握することとなっており、お手元の意識調査もその1つ。同和問題に限って言えば、特別措置法があった時には生活実態のアンケート調査をやった実績があるが、それ以降は行っていない。実施にあたっては、様々な問題があるということが、法律が国会で議論されたときにもあったと承知している。</p> <p>本県においては、生活実態をどこまで把握できるかということで、平成12年から国勢調査を活用して調査を行っている。加えて、国勢調査の数字で表れないところについては、市町村が設置している隣保館に照会し、隣保館が把握しているさまざまな課題を取りまとめて施策の検討につなげているところである。他の人権分野で生活実態調査までやっているかは確認できていないが、例えば、当事者の方々の声をお聞きすることも実態把握の1つだと思っている。この結果については、庁内に共有している。</p> <p>また、人権相談については、人権政策課の人権相談窓口や、子供や女性の分野などそれぞれの相談窓口への相談があるため、人権局が主導して全庁的な「人権相談ネットワーク協議会」をつくり、どういう相談があって、どのように対応しているのかを集約し、フィードバックして相談研修等に役立っている状況である。庁内すべてで人権問題に取り組んでいかないといけないと思うので、円滑に取組を行えるよう、横の連携を進めてまいりたい。</p>
委員	<p>和歌山県ではかなり熱心の実態把握をされているというのは承知している。国勢調査のマイクロデータを活用した調査については、和歌山県が一番初めに試みたもので、特に近畿圏では結構広がっている。今は現地で実態調査をやるのはほとんど不可能なため、私の研究室でも、非常に荒っぽいけれ</p>

	<p>ども国勢調査のマイクロデータの利用を総務省にお願いして調査をする。それと同時に、国勢調査データは調査項目も限られているので、国勢調査以外の就業や住宅実態調査といった国の大規模調査や、各地方自治体が持っている行政サービス利用実態などを蓄積した業務データを合体させると、それぞれの問題に関して、地域の実態に即したきめ細かな実態の把握が、現地調査を介さずにできるのではないかという研究が、最近、日本でも始まっている。そういった方法も含めて、実態をどうやって把握するのか、そして実態を踏まえてどういう施策を行い、その結果はどうだったのかという一連のシステムと組み合わせて、個別性と同時に、むしろ人権施策全般としてのシステムみたいなものをきちっと構築していくという方向性を、そろそろ目指していかないと駄目なのではないかなと思う。とても時間がかかることなので、1年2年で済むことではないと思うが、そういう業務を担いうる職員を育てていく必要があるのではないかなと、ここ数年思っているところ。</p>
委員	<p>2 ページ (4) の人材の育成と調査・研究の推進に関して、「人権感覚を育てよう」プログラムを普及させるため、ファシリテーターの養成講座や出張講座や幼稚園等への上張講座等に取り組んだとの記載があるが、それぞれの内容や実施件数はどうか。</p>
事務局	<p>「人権感覚を育てよう」プログラムは、平成 22 年度に策定した幼児向けのプログラムである。3 歳から 5 歳の幼児を中心に、小さいときから人権感覚を養っていただくものである。講師の養成講座と出張講座は、各保育園や幼稚園等々を訪問して啓発を行っている。養成講座については、指導する幼稚園と保育所の先生方を対象にしており、今年度は 2 回、和歌山市と新宮市で開催した。和歌山市では 19 名、新宮市では 10 名の方に出席いただいた。出張講座については、年間 10 か所の保育所及び幼稚園等を回ることにしている。今年も 9 月から 2 月にかけて回っている。</p>
委員	<p>幼稚園で実施している内容はどのようなものか。</p>
事務局	<p>プログラム内容は、笑っている顔や怒っている顔の絵を用いて、「どういう心の状態かな」と問いかけるなど、愛情や人のぬくもりを感じてもらうことを基本とした参加体験型のプログラム。そのようなことを、講師となる幼稚園の先生などに養成講座で理解していただき、現場に持ち帰っていただいている。</p> <p>例えば、子ども同士が互いに心臓の音を聞いて何を感じるか、お互いを見つめあって相手の瞳の中に映る自分を見てどう思うか、そういうことを話し合うような 5 分程度のワークを何回か組み合わせて行っている。</p> <p>後日、資料を届けさせていただきます。</p>

<p>委員</p>	<p>非常にたくさんのお取組をされており、中身を聞くと、一つ一つ充実した取組をされている。この報告書では、一つの取組について2~3行程度で13ページになっている。それぞれの取組について1ページ程度の報告となると、300ページくらいの報告書になるかと思う。先ほど他の委員から、実績の蓄積にどう取り組んでいくかが大事だという話があった。自分の専門から何か質問したいことがあるのだが、全部で300ページになるような資料をまとめて報告いただくのは非常に難しいと思うし、おそらくいろんな部局が関わっていると思う。なので、できれば流し込みのデータベースのような形で、それぞれの取組を蓄積されるような仕組みをつくっていただき、取り組んでいるところの報告を見られたり、資料として入手することができたりすれば便利だと思うし、エビデンスベースの蓄積ができるのではないか。例えば、A課の取組はここを見ればわかるというような、統轄したひとつのシートのようなもの。また検討していただければと思う。</p>
	<p>その他 委員から特に意見なし</p>